

# 前橋プラザ元気21の

## 証明サービスコーナーがリニューアル



前橋プラザ元気21の証明サービスコーナーが4月1日、1階正面玄関(国道50号側)脇にリニューアルオープン。住民票の写しや印鑑登録証明書など、土日祝日も交付しています。ぜひ、ご利用ください。

問い合わせは 行政管理課 ☎898-6537

### ■ 証明サービスコーナー取扱業務

- ①住民票の写し(除票を除く)。
- ②住民票記載事項証明。
- ③印鑑登録証明書。
- ④戸籍及び除籍の全部及び個人事項証明書。  
(戸籍謄本または抄本)
- ⑤戸籍及び除籍の記載事項証明。
- ⑥身分証明書。
- ⑦郵送・電子申請により請求した税証明の交付。  
(請求先は市役所の各税担当課)

※税証明・除かれた住民票・日本国籍でない人の物など、発行できない物もあります。

※印鑑や本人確認書類(運転免許証など)、印鑑手帳(印鑑登録証明書請求の場合)が必要です。

### ■ 中央公民館の一部業務を取り扱います

- ①中央公民館の部屋の鍵の貸し出し・返却。
- ②駐車券の受け付け。

#### ● 証明サービスコーナーでの取扱時間

〈平日〉中央公民館業務終了後～午後7時  
〈土日祝日〉午前10時～午後7時

#### ● 警備員待機所(旧総合案内)での取扱時間

〈平日〉午後7時～10時  
〈土日祝日〉午前8時45分～10時、午後7時～10時  
なお、中央公民館の利用予約・利用申請などの詳細は、平日の午前8時30分から午後5時15分まで(下記の日は午後7時15分まで延長)に中央公民館(☎210-2199)へお問い合わせください。  
(受付時間延長予定日)

4月1日(水)、5月1日(金)、6月2日(火)、7月1日(水)、8月4日(火)

### ■ 例えばこんな利用法

日曜日に住民票が必要となったAさん。住民票を取りに行きたいけれど、子どもが遊びたがっているのでどうしよう。そうだ、元気21の証明サービスコーナーへ住民票を取りに行き、その後子どもと一緒に2階の「こども図書館」に行こう。そして帰りに街中で食事や買い物をして行こう。



前橋プラザ元気 21 1F



国道 50 号

# 4月6日に申請書を発送します

## 定額給付金と子育て応援特別手当



4月6日(月)に定額給付金と子育て応援特別手当の申請書を対象世帯の世帯主に発送します。

### 1 支給対象者・支給額

#### ① 定額給付金

支給対象者は、平成21年2月1日現在(基準日)の住民基本台帳に登録されている人または外国人登録原票に登録されている人(在留の資格のない人や短期滞在者は除く)。支給額は基準日に19歳から64歳の方は1人当たり1万2,000円、18歳以下と65歳以上の人は1人当たり2万円です。

#### ② 子育て応援特別手当

支給対象者は、平成2年4月2日から平成17年4月1日生まれまでの子が2人以上いる世帯のうち、平成14年4月2日から平成17年4月1日までの間に生まれた第2子以降の子です。ただし、平成21年2月1日現在(基準日)の住民基本台帳に登録されている人または外国人登録原票に登録されている人(在留の資格のない人や短期滞在者は除く)。1人当たり3万6,000円が支給されます。

### 2 申請期間

4月13日(月)～10月13日(火)

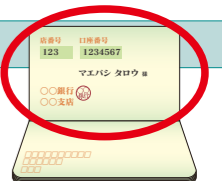
### 3 支給方法

口座振込みが基本です。

### 4 申請に必要な書類

申請書に必要な事項を記入のうえ、本人確認書類の写し、通帳の写しを添付してください。

通帳のコピーのしかた＝通帳を開いて中面(金融機関名・店番号・口座番号・氏名(カタカナ)が分かる面)をコピーしてください。



### 5 申請方法

同封の返信封筒に入れて申請してください。

### 6 振り込み詐欺に注意

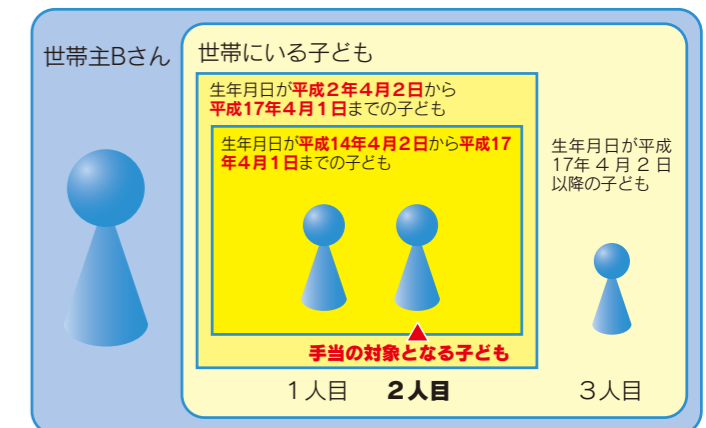
市が直接金融機関やATM(現金自動預払機)などへ行くようお願いすることは絶対にありません。

問い合わせは 定額給付金等支給室 ☎898-5836

## 子育て応援特別手当の支給例



Aさんへの子育て応援特別手当  $3.6万円 \times 2人 = 7.2万円$



Bさんへの子育て応援特別手当  $3.6万円 \times 1人 = 3.6万円$